**令和２年度特別強化選手支援事業補助金交付要綱**

**１．趣旨**

　　　トップレベルの競技成績を有する本県の優秀な選手のさらなるレベルアップを図り、オリンピック・パラリンピック競技大会や国民体育大会など、国内外のトップレベルの大会で活躍する選手の育成を支援する。

**２．補助対象**

【※別紙　特別強化選手支援事業対象経費一覧も併せて参照のこと。】

（１）強化練習、合宿、遠征、全国又は国際大会に参加するための旅費

　　　・大会等は特に指定しない。

　　　・大学、企業等への練習に参加する場合等の旅費も対象とする。

（２）強化練習、合宿、遠征等に引率する指導者または引率責任者の旅費

（３）競技用具に係る経費は15,000円を上限として補助する（修繕費を含む）

　（４）強化練習、合宿等に使用する会場等使用料

**３. 事務処理**

（１）責任者の配置

　　　・本事業の問い合わせや取りまとめなどの執行管理のできる者を配置すること

（２）手続きの流れについて

　　①承諾書・概算払請求書（様式第１号）の提出

　　　・４月10日までに提出（競技団体でまとめて）

　　②中間報告

・特別強化選手ごとに10月末までの事業を11月末までに報告すること

・提出書類：

〇事業報告書（様式第3号-2）

〇事業決算書（様式第3号-3）

〇決算額内訳（様式第3号-4）

○事業別支出内訳（様式第3号-5）

〇領収書綴（様式第3号-6）

〇交通費受領書（様式第3号-7）…作成した場合

〇出納帳（様式第3号-8）

③事業完了時

　　　 ・事業完了の日から30日以内、又は、当該年度の3月31日までのいずれか早い日に、事業実績報告書を公益財団法人高知県スポーツ協会まで提出すること。

　　　 ・提出書類：中間報告時同様書類＋事業実績報告書綴（様式第3号-1）（表紙）

… 特別強化選手ごとに作成

事業実績報告書（様式第2号）（鑑）… 競技団体で1部

**◆「令和２年度特別強化選手支援事業」に係る様式のデータについては、高知県スポーツ協会ホームページよりダウンロードできる。**

（３）補助金の返還

次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の額を減額し、一部又は全額の返還を命ずることができる。

1. 対象事業に要した経費が、補助金の額を下まわった場合
2. 交付した補助金を目的以外の用途に使用した場合
3. 事業を中止又は廃止した場合
4. その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
5. 下記別表に掲げるいずれかに該当すると認められる場合

（別表）

|  |
| --- |
| (1)　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。  (2)　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。  (3)　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。  (4)　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。  (5)　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。  (6)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。  (7)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。  (8)　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。  (9)　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。  (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 |